

\* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

## 令和5年 第2回海老名市議会定例会

# 概要資料



中央公園でのフリーライブ

新しい日常のスタート、さらなる飛躍へ  
～新型コロナウイルス感染症が5類へ～



運動公園での  
アメリカンフットボール  
Game



海老名市  
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和5年第2回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期16日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
6月 1日	木	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
6月 7日	水	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時00分
6月 8日	木	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
6月 9日	金	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
6月12日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
6月13日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
6月14日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
		委員会	公共施設再編・適正化に関する特別委員会	予算決算常任委員会終了後
6月16日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

**今年もクールビズを実施しています！**

市では、「夏季における節電対策」及び「公務能率の確保」として、「クールビズ」を実施しています。

《実施期間》 令和5年5月1日(月)～令和5年10月31日(火)

《概 要》

- ・ 実施期間中は、上着やネクタイを着用しない服装とします。
- ・ 実施に際しては、節度を保った服装で執務し、来庁者に不快感を与えない服装とします。

## 【案件一覧】

■ 日程 15 件			
報告 5 件		頁	
1	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）	3
2	報告第4号	継続費繰越計算書について （（仮称）上郷河原口線整備事業費（アプローチ部））	4
3	報告第5号	繰越明許費繰越計算書について （えびな市民活動センタービナスボ多目的プールろ過ポンプ補修工事ほか30件）	4
4	報告第6号	公共下水道事業会計予算繰越計算書について （汚水管渠整備事業費）	5
5	報告第7号	事故繰越し繰越計算書について （中学校給食調理施設（食の創造館増築棟）整備工事（繰越明許分））	5
条例 4 件		頁	
6	議案第28号	海老名市空家等対策協議会条例の制定について	6
7	議案第29号	海老名市市税条例の一部改正について	7
8	議案第30号	海老名市印鑑条例の一部改正について	8
9	議案第31号	海老名市火災予防条例の一部改正について	8
指定管理者 1 件		頁	
10	議案第32号	指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市有料自転車等駐車場）	10
契約 3 件		頁	
11	議案第33号	物品の取得について（消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型））	11
12	議案第34号	物品の取得について（水槽付消防ポンプ自動車II型）	12
13	議案第35号	物品の取得について（高規格救急自動車）	13
市道 1 件		頁	
14	議案第36号	市道の路線認定について（市道2769号線）	14
補正予算 1 件		頁	
15	議案第37号	令和5年度海老名市一般会計補正予算（第3号）	15

## 【報告 5件】

### 1 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

#### 【概要】

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法※の位置付けが、2類から5類に移行することに伴い、同日付で人事院規則における同感染症に係る防疫手当の特例が削除された。これに基づき本市において同様の特例を規定する「海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正を行うものであるが、議会を招集する時間的余裕がないため、令和5年5月8日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

#### 【改正する条例】

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

#### 【改正内容】

- 1 条例附則第3項及び第4項の新型コロナウイルス感染症に係る防疫手当の特例を削る。
- 2 施行日前の支給対象者について、支給ができるよう経過措置を設ける。

#### 【施行期日】 公布の日

#### （参考 削除前の該当条文）

#### （新型コロナウイルス感染症に係る防疫手当の特例）

3 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、病院、宿泊施設等への搬送時において新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接する業務若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着している物件若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務又はこれらに準ずる業務として市長が認めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。

4 前項に規定する手当の額は、第12条の規定にかかわらず、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接する業務その他市長がこれらに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

2 報告第4号 継続費繰越計算書について  
 ( (仮称) 上郷河原口線整備事業費 (アプローチ部) )

【趣 旨】

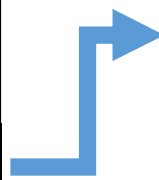
8款 土木費 2項 道路橋りょう費の「(仮称) 上郷河原口線整備事業費 (アプローチ部)」について、令和4年度海老名市一般会計継続費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するもの

【内 容】

1	継続費の総額	2,126,000,000円
2	令和4年度継続費予算現額	1,740,037,300円
3	2のうち支出済額及び支出見込額	736,467,600円
4	残額	1,003,569,700円

残額の財源内訳

繰越金	7,138,700円
国県支出金	298,431,000円
地方債	698,000,000円
その他	0円



3 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について  
 (えびな市民活動センタービナスポ多目的プールろ過ポンプ補修工事ほか30件)

【趣 旨】

2款 総務費 1項 総務管理費の「えびな市民活動センタービナスポ多目的プールろ過ポンプ補修工事」ほか30件について、令和4年度海老名市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの

【内 容】

合計金額	3,453,507,000円
翌年度繰越額	3,115,064,162円

翌年度繰越額の財源内訳

既収入特定財源	21,855,481円
国県支出金	1,035,516,219円
地方債	671,000,000円
その他	1,008,250,000円
一般財源	378,442,462円



#### 4 報告第6号 公共下水道事業会計予算繰越計算書について (汚水管渠整備事業費)

##### 【趣 旨】

1 款 資本的支出 1 項 建設改良費の「汚水管渠整備事業費」を繰り越したので、繰越額の使用に関する計画について、令和4年度海老名市公共下水道事業会計予算繰越計算書をもって、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの

##### 【内 容】

翌年度繰越額 16,953,000円
--------------------



##### 翌年度繰越額の財源内訳

企業債	13,400,000円
国庫補助金	3,500,000円
損益勘定留保資金	53,000円

#### 5 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について (中学校給食調理施設(食の創造館増築棟)整備 工事(繰越明許分))

##### 【趣 旨】

10 款 教育費 1 項 教育総務費の「中学校給食調理施設(食の創造館増築棟)整備工事(繰越明許分)」について、令和4年度海老名市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するもの

##### 【内 容】

翌年度繰越額 306,074,000円
---------------------



##### 翌年度繰越額の財源内訳

既収入特定財源	156,100,000円
国県支出金	67,661,000円
一般財源	82,313,000円

(繰越理由)

世界的な半導体不足や物流の停滞等により、建設資材の納期が当初計画より遅れ、年度内完了が見込めないため

【条例 4件】

6 議案第28号 海老名市空家等対策協議会条例の制定について

【制定理由】

「海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例」による「海老名市空き家等対策審議会」について、更なる対策や実行体制整備の一環として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく法定の協議会である「海老名市空家等対策協議会」へ移行するために協議会の設置について定めたいため

【制定内容】

条	項目	内容
第1条	設置	設置根拠を示す。
第2条	所掌事項	所掌事項について定める。
第3条	組織	市長のほか、委員9人以内・会長、副会長は委員の互選
第4条	任期	2年、再任は妨げない。
第5条	会議	会長が招集する。
第6条	意見の聴取等	委員以外の意見等の聴取について定める。
第7条	秘密の保持	秘密保持の義務を定める。
第8条	委任	条例に定めのないことに関する委任規定

【附 則】

- ・施行期日：令和5年7月1日
- ・関係条例の改正

①海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
(別表第2) 空き家等対策審議会委員の項を改める。

空家等対策協議会委員	日 額	8,700。ただし、特に高度の知識を有する職にある者については、6,000を加算する
------------	-----	--

②海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例の一部改正

「海老名市空き家等対策審議会」を「海老名市空家等対策協議会」に改め、関係箇所を文言を整理する。

## 7 議案第29号 海老名市市税条例の一部改正について

### 【改正理由】

地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うため

### 【改正内容】

- 1 固定資産課税台帳の記載事項の証明書に係る支援措置に対応する改正  
(第15条関係)
  - ・固定資産課税台帳に記載されている事項について、市が証明書の交付等をする際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項を記載しなければならないこととすることによる対応
- 2 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う改正（第41条関係）
  - ・現行の原動機付自転車から区分して、新たに定義された特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る対応を追加
  - ・ミニカーの区分から、三輪以上の特定小型原動機付自転車の定義（※）に該当するものを除く。  
なお、税率は一般の原動機付自転車と同じ2,000円

※原動機付自転車のうち、原動機の定格出力が0.6kw以下であって長さ1.9m 幅0.6m 以下かつ最高速度20km/h以下のもの
- 3 燃費・排ガス不正行為への対応（附則第16条関係）
  - ・不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正行為を行ったメーカーに負わせる特例規定について、再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を35%（現行10%）に引き上げる。

### 【附 則】

- ・施行期日：上記1 ⇒ 令和6年4月1日  
                  上記2 ⇒ 令和5年7月1日  
                  上記3 ⇒ 令和6年1月1日
- ・経過措置：上記1 ⇒ 令和6年4月1日以後にされる地方税第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。  
                  上記2 ⇒ 令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。  
                  及び3



## 8 議案第30号 海老名市印鑑条例の一部改正について

### 【改正理由】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う所要の改正を行うため

### 【改正内容】

コンビニ交付等で利用する利用者証明用電子証明書について、マイナンバーカード（個人番号カード）のほか、マイナンバーカード所有者のスマートフォン（移動端末設備）に搭載することが可能になる。これを受けて、コンビニ交付における利用者証明用電子証明書に関する文言を整備するもの

現行	施行後
利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードのみで印鑑登録証明書を発行可	従来どおりのマイナンバーカードに加え、スマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書でも証明書発行可

### 【附 則】

- ・施行期日：公布の日

## 9 議案第31号 海老名市火災予防条例の一部改正について

### 【改正理由】

消防法施行規則等の改正に伴う所要の改正を行うため

- 1 急速充電設備は、省令に従い市町村条例で所要の規制が設けられており、現行では全出力20kw超200kw以下のものと定められているが、近年の高出力化へのニーズの高まりや大型電動車、電動トラックの普及拡大に向け、充電器本体や充電ポスト等の安全性が認められたことから、その対応等について所要の改正を行うもの
- 2 喫煙所に関する標識等について、多数の者が利用する施設等において、喫煙場所には「喫煙所」と表示した標識を設置することが規定されているが、健康増進法が一部改正され同様の規定が設けられたため、重複する表示を無くすこと及び標識と併せて設ける図記号を「国際標準化機構」が定めた規格、または「日本産業規格」に適合するものとするよう所要の改正を行うもの

## 【改正内容】

### 1 急速充電設備について

第11条の2第1項において、規制対象となる電気自動車等及び急速充電設備について、従前は規定されていなかったコネクタを用いて充電する設備及び分離型の設備を明確にするとともに、各号においてその位置、構造及び管理について規定する。

### 2 喫煙所に関する標識等について

第23条において、標識と併せて設置する図記号について、従前の図記号を削り、喫煙所の標識に関しては火災予防条例、健康増進法に定める標識のどちらか一方の設置について規定し、併せて設ける図記号について国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合させるものと規定する。

## 【附 則】

施行期日 1 について：令和 5 年10月 1 日 2 について：公布の日

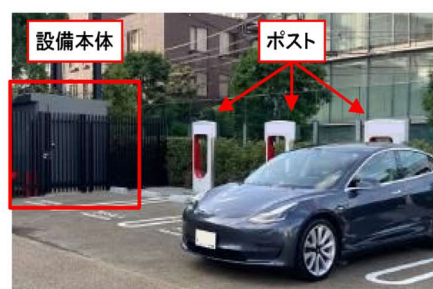
経過措置 1 について：現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

## 【参 考】

### 1 急速充電設備



一体型急速充電設備(例)



分離型急速充電設備(例)

### 2 喫煙所に関する標識

(改正前) ← → (改正後)

	火災予防条例	国際標準化機構	日本産業規格	健康増進法
禁煙				
火気厳禁				
喫煙所				

【指定管理 1件】

10 議案第32号 指定管理者の指定の期間の変更について  
(海老名市有料自転車等駐車場)

【変更理由】

現指定管理期間中、コロナ禍による社会経済情勢の変化や、指定管理施設の変更等の影響を受けており、次期指定期間に向けた仕様の検証等に時間を要するため

【変更内容】

指定管理期間

(現行) 平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)



(変更後) 平成31年4月1日～令和7年3月31日(6年間)

【参 考】

- ・ 指定管理対象施設：海老名市有料自転車等駐車場（7施設）
- ・ 指定管理者：太平ビルサービス株式会社
- ・ 指定管理料：0円



【契約 3件】

1 1 議案第33号 物品の取得について（消防ポンプ自動車（消防団車両CD-I型））

【趣 旨】

消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、車両を更新するもの  
消防ポンプ自動車(消防団車両CD-I型)の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概 要】

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車(消防団車両CD-I型)購入
- 2 物品名及び数量 消防ポンプ自動車(消防団車両CD-I型) 1台
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契約金額 26,334,000円
- 5 契約の相手方 東京都墨田区菊川一丁目13番14号  
株式会社野口ポンプ製作所  
代表取締役 野口 和秀

【仕 様】

エンジン形式	ディーゼルエンジン	
総排気量	2,998cc	
出力	110kw(150ps)	
変速装置	オートマチックトランスミッション	
駆動方式	2輪駆動	
車体寸法	全 長	5,500mm
	全 幅	1,880mm
	全 高	2,530mm
乗車定員	6名	

現行車両

購入年度：平成13年度

走行距離：約10,000km



現行車両

## 12 議案第34号 物品の取得について（水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）

### 【趣 旨】

水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型の老朽化に伴い、車両を更新するもの  
水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

### 【概 要】

- 1 契約の目的 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入
- 2 物品名及び数量 水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型 1台
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契約金額 78,298,000円
- 5 契約の相手方 東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階  
長野ポンプ株式会社 東京営業所  
所長 藤井 利男

### 【仕 様】

エンジン形式	ディーゼルエンジン
総排気量	5,100cc
出力	177kw(240ps)
変速装置	オートマチックトランスミッション
駆動方式	4輪駆動
車体寸法	全 長 6,990mm
	全 幅 2,330mm
	全 高 3,200mm
乗車定員	5名

### 現行車両

購入年度：平成17年度

走行距離：約20,000km

現行車両



## 13 議案第35号 物品の取得について（高規格救急自動車）

### 【趣 旨】

高規格救急自動車の老朽化に伴い、車両を更新するもの

高規格救急自動車の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

### 【概 要】

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入
- 2 物品名及び数量 高規格救急自動車 1台
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契約金額 20,130,000円
- 5 契約の相手方 神奈川県横浜市都筑区川向町880番地の1  
神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部  
部長 渡辺 圭一郎

### 【仕 様】

エンジン形式	ガソリンエンジン
総排気量	2,400cc
出力	108kw(147ps)
変速装置	電子制御式オートマチックトランスミッション
駆動方式	4輪駆動
車体寸法	全 長 5,650mm
	全 幅 1,890mm
	全 高 2,490mm
乗車定員	7名

### 現行車両

購入年度：平成27年度

走行距離：約117,000km



現行車両

【市道 1件】

14 議案第36号 市道の路線認定について  
(市道2769号線)

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	2769	大谷北三丁目3788番33地先 } } 大谷北三丁目3788番27地先	4.50 } 8.78	58.50	開発行為に伴う 路線の認定のため

案内図

図No.1



## 15 議案第37号 令和5年度海老名市一般会計補正予算 (第3号)

### 【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **3億2,094万3千円**を増額し、  
予算総額を歳入歳出それぞれ **509億7,713万6千円**とするもの

### ■主な内容

☆新型コロナウイルスワクチンの個別接種を促進するため、国の補助金を活用し、週100回以上の接種を4週以上実施した医療機関等に対し、接種回数に応じた支援を実施します。

☆農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者が行う機械・施設の導入等に対し、支援します。

### 【補正の内容】

#### 1 歳入歳出予算の補正

補正前:50,656,193千円・**補正額:320,943千円**・補正後:50,977,136千円

#### (1) 歳入

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費     | 60,000千円 |
| (国庫支出金)                     |          |
| ・地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費(県支出金) | 41,151千円 |
| ・新規就農者確保緊急対策事業費(県支出金)       | 5,586千円  |
| ・財政調整基金繰入金                  | 54,851千円 |
| ・市債                         | 71,300千円 |
| ・その他                        | 88,055千円 |

合計 **320,943千円**



## (2) 歳出

① 充実して暮らせるまち 48,776 千円

◇市庁舎の蓄熱槽整備及び全熱交換器等更新工事の実施 48,776 千円

### ・蓄熱層内の水の交換及び清掃の実施

前回交換から10年以上が経過し、水質悪化による機器の劣化が懸念されるほか、更なる水質の悪化は下水への放出が困難となることから整備を実施することに伴う増額

○委託料（業務委託） 10,146 千円

### ・全熱交換器の改修・整備及びダクト更新の実施

経年劣化による漏水等が発生していることから改修等を実施することに伴う増額

○工事請負費（補修工事(資産・単独)） 38,630 千円

② 健やかに暮らせるまち 107,738 千円

◇高齢者等のコミュニティバス運賃の軽減 6,587 千円

ぬくもり号とコミバスの統合後の新たな交通網において、高齢者等の負担感を軽減するため「(仮称)ぬくもり乗車証」を発行することに伴う増額

○報酬（会計年度任用職員） 1,214 千円

○需用費（消耗品） 120 千円

○需用費（印刷製本） 1,477 千円

○役務費（郵便料） 3,776 千円

◇地域密着型サービス開設運営事業者への体制整備等への補助 41,151 千円

「えびな高齢者プラン21【第8期】事業計画」で定めた地域密着型サービスの整備目標に基づき、令和4年度に開設運営事業者の募集を行い、決定した事業者に対し、その施設整備費と開設準備経費の補助金を交付することに伴う増額

⇒ 補助額：補助対象事業費 41,151 千円 補助率 10/10（県費）

○負担金、補助及び交付金 41,151 千円

◇新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進 60,000 千円

県から市町村に移管された事業を実施することに伴う増額

### ・個別接種促進支援事業 補助率 10/10（国庫）

⇒ 週100回以上の接種を4週間以上行う医療機関：2,000円/回

想定接種数 30,000回 × 2,000円 = 60,000千円

○報償費（謝礼金） 60,000 千円

③ にぎわいがあり自然に優しいまち 5,586 千円

◇次世代を担う新規就農者への支援 5,586 千円

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者が行う機械・施設の導入等に対し、支援することに伴う増額

- ・新規就農者確保緊急対策事業 補助率 10 / 10 (県費)  
○負担金、補助及び交付金 5,586 千円

④ 便利で快適に暮らせるまち 37,175 千円

◇市道59号線拡幅整備事業のための道路用地の買収 33,689 千円

交渉を継続していた当該買収個所の地権者からの内諾が得られたことにより、早期の用地買収を行うことに伴う増額

- 委託料 (公共嘱託登記) 220 千円
- 公有財産購入費 (道路用地 100 万円以上) 33,459 千円
- 補償、補填及び賠償金 10 千円

◇コミュニティバスの運賃改定等に伴う負担金の増額 3,486 千円

昨今の社会情勢による運行経費の上昇等による運賃改定を行うとともに、「(仮称)ぬくもり乗車証」を導入することにより、運賃収入の見込みが減少することに伴う負担金の増額

- ・R4利用者数 247,905 人 (高齢者 7 割、一般 3 割)
- ・運賃改定 一般 (150 円→200 円)、高齢者等は「(仮称)ぬくもり乗車証」により 100 円
- 負担金、補助及び交付金 3,486 千円

⑤ 豊かな学びを育むまち 5,525 千円

◇部活動指導員の充実 5,525 千円

年度当初の教員配置及び職務分担が明確になったことにより、部活動の顧問不足が明らかとなったため、部活動指導員を任用することに伴う増額

- 報酬 (会計年度任用職員) 5,500 千円
- 旅費 (費用弁償) 25 千円

⑥ 安全で安心して暮らせるまち 2,600 千円

◇消防団員の準中型免許取得への補助件数の拡大 2,600 千円

消防団員の準中型自動車免許取得に係る補助について、想定を上回る希望者があったことから、新規団員の更なる加入促進及び地域防災力の向上を図ることに伴う増額

⇒ 補助額：200 千円 × 13 人（現予算 200 千円 × 5 人分 = 1,000 千円）

○負担金、補助及び交付金 2,600 千円

⑦ その他 113,543 千円

◇抗原検査キットの購入 3,300 千円

新型コロナウイルス感染症等の今後の再流行及び感染拡大に備え、市内教育福祉施設等における感染状況に応じて適切に配布できるよう、抗原検査キットを確保することに伴う増額

○需用費（消耗品） 3,300 千円

◇出産・子育て伴走型支援事業の実施 83,935 千円

令和4年度補正予算で予算化した「出産・子育て伴走型支援事業」について、国予算が本省繰越となったことから、令和5年度予算として改めて予算化することに伴う増額

○報酬（会計年度任用職員） 1,089 千円

○職員手当等（時間外勤務手当） 732 千円

○需用費（消耗品） 25 千円

○役務費（郵便料） 637 千円

○委託料（事務委託） 21,232 千円

○使用料及び賃借料（その他使用料及び賃借料） 220 千円

○負担金、補助及び交付金（補助金・交付金（資産外）） 60,000 千円

◇その他 26,308 千円

合計 320,943 千円

## 2 地方債の補正

### (1) 変更

① 市庁舎大規模改修事業債 限度額 4,000 千円 → 42,200 千円  
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

② 道路橋りょう整備事業債 限度額 590,100 千円 → 623,200 千円  
(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増